

NEWS Club COA

第47号

外国人労働者と社会保険

社会保険労務士事務所
ならいメンタルヘルスオフィス
代表 奈良井友彦



2024年1月15日発行

外国人労働者と社会保険

日本には多くの外国人労働者がいます。事業所が社会保険（健康保険・介護保険・厚生年金）の強制適用事業所の場合は、たとえ外国人労働者といえども社会保険に加入する義務があります。外国人労働者は社会保険に入りたがらない方がいます。理由の一つは保険料が高いことです。上記3つの保険料を合計すると保険料の自己負担額は給料の約15%にもなります。もう一つの理由は、いずれ帰国するので年金は掛け捨てになると考えているからです。保険料は確かに高いのですが、年金事務所の調査が入った場合、未加入の場合は過去に遡って（最大2年）加入しなければならない場合もあります。こうなると月収が25万円の場合は本人負担だけでも約90万円になってしまいます。更に延滞金も付いてしまいます。

年金の掛け捨ての問題ですが、これも誤解されています。年金は被保険者期間が6か月以上10年未満であれば脱退一時金が支給されますし、被保険者期間が10年以上あれば年金も受給できます。自国と日本の物価の差を考えれば、国によりますが日本の年金額はそれなりの価値があると思います。しかも、両制度とも自国からの申請手続きが可能です。

支払った保険料には満たないとは思いますが、日本で働くのであれば、日本の法律に従わなくてはなりません。社会保険に入りたがらない外国人労働者の方がいたら上記のような説明をするといいかもしれません。

日本で働く外国人労働者にとって、社会保険の加入は避けられない現実です。しかし、これを理解し、適切に対応することで、将来的に得られる利益も少なくありません。日本での生活における安心感や、万が一の際のサポート体制は、社会保険によって支えられています。

外国人労働者の方々が、これらの制度について正確な情報を得て、安心して日本での生活を送ることができるようにすることは、雇用主や地域社会全体の責任でもあります。情報を共有し、質問や不安についてオープンに話し合うことで、より良い理解と協力関係が築けることでしょう。

また、多様な文化背景を持つ人々が共に働くことで、職場に新しい視点や創造性がもたらされることも多く、これもまた社会全体にとっての大きなメリットとなります。社会保険への加入を通じて、外国人労働者と日本社会が相互に支え合う関係を築くことができるのです。

奈良井

★奈良井先生に関する情報

FacebookまたはYoutubeから直接相談が可能です。

<https://www.facebook.com/narai.office/>

【facebook】



<https://www.youtube.com/@user-hg7ks1fm7u>

【youtube】

